

ENGLISH - X 入塾申込書

申込者は、裏面入会規約を承諾し、以下の内容にて ENGLISH - X の入塾申込をいたします。

申込日	20 年 月 日		
塾生氏名	フリガナ	続柄	性別 男・女
			生年月日 20 年 月 日 ( 歳)
	在籍校	学年 年	携帯
	E-mail	@	LINE
住所	〒		
	※マンション・建物名及び室番まで必ずご記入ください。		
	最寄駅	線 駅 (徒歩 分)	
申込者 (保護者)	フリガナ	印	生年月日 年 月 日 ( 歳)
			住居 持家・賃貸・その他 ( )
	勤務先		年収 万円 / 世帯
連絡先	自宅		携帯
	Mail	@	LINE
コース	<input type="checkbox"/> 入塾金		50,000 円 (税別) / 入塾時
	<input type="checkbox"/> マンスリープラン	<input type="checkbox"/> 月4回コース	50,000 円 (税別) / 月額、前月支払
		<input type="checkbox"/> 月8回コース	80,000 円 (税別) / 月額、前月支払
	<input type="checkbox"/> フリープラン	在籍料	10,000 円 (税別) / 月額、前月支払
授業料		15,000 円 (税別) / 回、翌月支払	
支払方法	<input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> <del>口座引落</del> <input type="checkbox"/> <del>カード払い</del> <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	<input type="checkbox"/> 毎月払い (月末締翌月末支払)		<input type="checkbox"/> 前金一括支払 (10%OFF) ※マンスリープランのみ
授業日・場所	曜日	月・火・ <del>水</del> ・木・金・ <del>土</del> ・日 (週 回)	
	時間	午前・午後 時 分 ~ 時 分 (90分)	
	場所	<input type="checkbox"/> 目黒校 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
備考			

本部  
使用欄

役員	経理管掌	事業管掌	経理担当	営業担当	コース	入塾テスト	プラン

## 入塾規約

### 第1条(契約の成立)

入塾申込契約者(以下「甲」といいます。)は、以下の条項を承諾のうえ、役務提供事業者である株式会社スリースパイスが運営する受験対策英語塾 ENGLISH-X(以下「乙」といいます。)に対して入塾及び契約の申込を行い、乙がこれを承諾した場合において、契約が成立します。

### 第2条(概要書面の事前受領)

乙は、本契約締結前に特定商取引に関する法律(以下「法」といいます。)第42条第1項が定める本契約の概要を記載した書面(概要書面)を甲に交付し、甲は乙より当該書面を受領したことを確認しました。

### 第3条(役務の提供)

乙は、甲の子女等入塾者(以下「入塾者」といいます。)に対し、乙が定める以下の役務内容の中から甲が選択した役務を提供します。

#### 【役務の種類】

- ・中学・高校・大学受験に向けた学習指導
- ・社会人向け英会話指導
- ・幼児向け英会話指導
- ・各種検定試験指導

#### 【役務の提供時間数・回数】

役務の提供時間数・回数については、乙が発行し甲が記名捺印した申込書(本書表面)によります。

2 契約期間中のクラス分けテスト等によりコース・クラスが変更された場合、役務の提供時間数及び提供回数、役務内容による対価の支払いや関連商品等について、契約始期のものから変更の可能性がります。

### 第4条(役務の提供形態)

乙が提供する役務の指導形態については、以下のとおりとします。

#### 【役務の提供形態】

①集団指導とは、乙所定の教室で所定の指導時間内に一人の講師が複数の生徒に対して学習指導を行う形態をいいます。

②個人別指導とは、所定の教室や指導ブースにおいて所定の指導時間内に一人の講師が1人から3人(最大5人程度)の生徒に対して個人別に学習指導を行う形態をいいます。

### 第5条(対価の支払)

甲は、乙に対し、入塾金、授業料、その他以下に記載された金額を納入期限までに支払うものとします。なお、これらの金額、実施月の詳細は別紙『お手続きのおしり』の定めによります。

**入塾金:**入塾の際にご納入いただきます。コース変更時や一度退塾後に通塾を再開する場合は、入塾金は免除となります。

**授業料:**マンスリープランは、月毎に定めた授業料をご納入いただけます。フリープランについては、各月の授業実施回数に合わせた授業料をご納入いただけます。

**在籍料:**フリープランをお申込みの場合に限り発生いたします。

**必修テスト:**必修テストはございませんが、実施する場合は別途ご案内いたします。

2 金銭の支払い時期、方法は乙が発行し甲が記名捺印した申込書(本書表面)によります。

### 第6条(契約期間)

契約期間(役務の提供機関)は、3月より翌年2月までとします。但し、契約期間の途中から入塾した場合の契約期間の始期は入塾日とします。

2 以下の期間、塾休塾期間となります。

年末年始:12月26日～1月4日

春期休暇:3月20日～4月5日

ゴールデンウィーク:4月29日～5月6日

夏季休暇:7月20日～8月31日

シルバーウィーク:9月17日～9月23日

休塾期間中は、別途講習等を開催する場合がございます。

3 翌年度の契約を更新する場合は、甲は乙に対し継続受講契約書を提出することにより契約を更新することができます。

### 第7条(関連商品)

乙が甲に対して役務を提供する際に必要となる関連商品(授業で使用する書籍、CD・DVD等の学習用ソフト等)の販売を行う場合は、必要に応じて別途ご案内いたします。

### 第8条(入塾申込後のクーリング・オフ等)

甲は、契約書を受領した日から起算して8日間は書面によって本契約を解除(以下「クーリング・オフ」といいます。)することができます。但し、本契約を締結するにあたり乙が甲に対しクーリング・オフが行使できないものと説明して誤認させたこと又はクーリング・オフを行使しないように圧力をかけて困惑させたことにより甲がクーリング・オフを行使しなかった場合は、甲が乙から改めてクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領した日から起算して8日間とします。(特定商取引に関する法律第44条第1項並びに第3項、第48条第1項の定めによります。)

2 前項に定める契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面を乙に対し発信した時より効力が発生します。

3 第1項に定める契約の解除があった場合、乙が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、甲はその関連商品販売契約についても解除することができます。

4 前項に定める契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面を乙に対し発信した時より効力が発生します。

5 第1項及び第3項に定める契約の解除については、手数料は不要とし、甲は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。

### 第9条(中途解約)

甲は、前条第1項に定める期間の経過後、本契約の中途解約を希望する場合、乙に対し中途解約する旨の意思表示をすることにより本契約を中途解約することができます。

2 中途解約となった場合、解約申出月の翌日以降の料金はいただきません。また、既にお支払いいただいている前受金がある場合は、これらを返金します。但し、中途解約の申出の時期によっては、一度口座振替がなされた後に返金される場合があります。

3 料金は全て月単位で取り扱うものとします。1回でも授業を受講された場合は、その月の料金は全額お支払いいただきます。

4 第1項に定める中途解約については、手数料は不要とし、甲は乙から損害賠償又は違約金の支払いを要求されることはありません。

5 中途解約となった場合において、乙が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、甲はその関連商品販売契約についても解除できるものとします。

6 中途解約により返還金がある場合、乙が意思表示を受領した日から30日以内に、乙は甲の指定する銀行口座に振込にて返金するものとします。

7 中途解約の申出にあたっては、中途解約を希望する月の前日15日までに書面のご提出をお願いいたします。

### 第10条(割賦販売法に基づく抗弁権の接続)

乙がローン提携販売又は割賦購入斡旋により役務提供を行う場合には、甲は割賦販売法に基づき乙に主張できる事由がある(抗弁自由がある)場合、クレジット会社等にその事由を主張して、クレジット会社からの支払いを拒否することができます。(その支払請求に対抗できます。)但し、乙はローン提携販売又は割賦購入斡旋での役務提供は行っていません。

### 第11条(前受金の保全措置の有無等)

乙は、前受金の保全措置を行っていません。

### 第12条(通知義務)

甲が受講コースの変更を希望する場合は、甲は書面によりその旨を乙に申請し、乙はコースの変更に応じるものとします。ただし、マンスリープランからフリープランへの変更は、原則、マンスリープランを6か月以上受講された方に限ります。  
2 甲が住所、電話番号等の登録事項を変更した場合、甲は乙に対し、速やかに所定の書類を提出して通知するものとします。

### 第13条(授業の中止)

地震等の甚大な災害その他の不可抗力事由が発生した場合や、台風や大雪の影響で安全な通塾が十分に確保できないおそれがある場合、乙の判断で、授業を中止できるものとします。なお、中止となった場合の授業料の返還は行いません。

### 第14条(誓約事項)

甲は、以下の各号に規定する事項を入塾者及びその家族に遵守させることを誓約します。

①入塾者又はその家族が、他の入塾者に対して個人的な関わりを持つとする行為(職員個人の住所・電話番号・メールアドレス等の開示要請、校舎以外の場所での面談要請等)の禁止

②入塾者又はその家族が、乙の職員又はその家族に対し、いたづら、いじめ、暴言、暴力等によって被害を及ぼす行為の禁止

③入塾者又はその家族が、乙の設備や備品を破損する行為の禁止

④前各号の他、適切な学習環境を保全するために乙が要請する事項の遵守

### 第15条(処分等)

前条の誓約事項が遵守されない場合、乙は入塾者の通塾を停止し又は除籍処分とすることができます。

2 乙に対する各種費用の納入が2か月以上滞納された場合、乙は入塾者の通塾を停止又は除籍処分とすることができます。

### 第16条(損害賠償)

乙は、乙の故意又は過失に基づき、甲又は入塾者の生命、身体を侵害し、又は財産を損壊した場合には、甲又は入塾者が被った損害を賠償します。但し、入塾者の通塾中又は帰宅中など乙の管理下でない間に発生した事故、乙の施設内外を問わず発生した盗難及び紛失については、損害賠償の責任を一切負わないものとします。

2 甲又は入塾者は、甲又は入塾者の故意又は過失に基づき、乙の従業員又は他の塾生の生命、身体を侵害し、又は乙もしくは他の塾生の財産を窃取、損壊するなどして損害を発生させた場合には、当該損害を賠償するものとします。

### 第17条(紛争の解決)

本契約に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、その他本契約に関して争いが生じた場合は、甲乙両者協議の上、解決するものとします。

2 本契約の定めのない事項については、民法及び特定商取引に関する法律その他の関連諸法によるものとします。

### 第18条(合意管轄)

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成30年7月1日施行

### 役務提供事業者

〒153-0064

東京都目黒区下目黒二丁目20番22号

サンパレス目黒2階

株式会社スリースパイス

代表取締役 渡辺 一正

ENGLISH-X

塾長 佐藤 圭

ENGLISH - X 入塾申込書

申込者は、裏面入会規約を承諾し、以下の内容にて ENGLISH - X の入塾申込をいたします。

申込日	20 年 月 日		
塾生氏名	フリガナ	続柄	性別 男・女
			生年月日 20 年 月 日 ( 歳)
	在籍校	学年 年	携帯
	E-mail		LINE
住所	〒		
	※マンション・建物名及び室番まで必ずご記入ください。		
	最寄駅	線 駅 (徒歩 分)	
申込者 (保護者)	フリガナ	印	生年月日 年 月 日 ( 歳)
			住居 持家・賃貸・その他 ( )
	勤務先		年収 万円 / 世帯
連絡先	自宅		携帯
	Mail		LINE
コース	<input type="checkbox"/> 入塾金		50,000 円 (税別) / 入塾時
	<input type="checkbox"/> マンスリープラン	<input type="checkbox"/> 月4回コース	50,000 円 (税別) / 月額、前月支払
		<input type="checkbox"/> 月8回コース	80,000 円 (税別) / 月額、前月支払
	<input type="checkbox"/> フリープラン	在籍料	10,000 円 (税別) / 月額、前月支払
授業料		15,000 円 (税別) / 回、翌月支払	
支払方法	<input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> <del>口座引落</del> <input type="checkbox"/> <del>カード払い</del> <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	<input type="checkbox"/> 毎月払い (月末締翌月末支払)		<input type="checkbox"/> 前金一括支払 (10%OFF) ※マンスリープランのみ
授業日・場所	曜日	月・火・ <del>水</del> ・木・金・ <del>土</del> ・日 (週 回)	
	時間	午前・午後 時 分 ~ 時 分 (90分)	
	場所	<input type="checkbox"/> 目黒校 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
備考			

本部  
使用欄

役員	経理管掌	事業管掌	経理担当	営業担当	コース	入塾テスト	プラン

## 入塾規約

### 第1条(契約の成立)

入塾申込契約者(以下「甲」といいます。)は、以下の条項を承諾のうえ、役務提供事業者である株式会社スリースパイスが運営する受験対策英語塾 ENGLISH-X(以下「乙」といいます。)に対して入塾及び契約の申込を行い、乙がこれを承諾した場合において、契約が成立します。

### 第2条(概要書面の事前受領)

乙は、本契約締結前に特定商取引に関する法律(以下「法」といいます。)第42条第1項が定める本契約の概要を記載した書面(概要書面)を甲に交付し、甲は乙より当該書面を受領したことを確認しました。

### 第3条(役務の提供)

乙は、甲の子女等入塾者(以下「入塾者」といいます。)に対し、乙が定める以下の役務内容の中から甲が選択した役務を提供します。

#### 【役務の種類】

- ・中学・高校・大学受験に向けた学習指導
- ・社会人向け英会話指導
- ・幼児向け英会話指導
- ・各種検定試験指導

#### 【役務の提供時間数・回数】

役務の提供時間数・回数については、乙が発行し甲が記名捺印した申込書(本書表面)によります。

2 契約期間中のクラス分けテスト等によりコース・クラスが変更された場合、役務の提供時間数及び提供回数、役務内容による対価の支払いや関連商品等について、契約始期のものから変更の可能性がります。

### 第4条(役務の提供形態)

乙が提供する役務の指導形態については、以下のとおりとします。

#### 【役務の提供形態】

- ① 集団指導とは、乙所定の教室で所定の指導時間内に一人の講師が複数の生徒に対して学習指導を行う形態をいいます。
- ② 個人別指導とは、所定の教室や指導ブースにおいて所定の指導時間内に一人の講師が1人から3人(最大5人程度)の生徒に対して個人別に学習指導を行う形態をいいます。

### 第5条(対価の支払)

甲は、乙に対し、入塾金、授業料、その他以下に記載された金額を納入期限までに支払うものとします。なお、これらの金額、実施月の詳細は別紙『お手続きのしおり』の定めによります。

**入塾金:**入塾の際にご納入いただきます。コース変更時や一度退塾後に通塾を再開する場合は、入塾金は免除となります。

**授業料:**マンスリープランは、月毎に定めた授業料をご納入いただけます。フリープランについては、各月の授業実施回数に合わせた授業料をご納入いただけます。

**在籍料:**フリープランをお申込みの場合に限り発生いたします。

**必修テスト:**必修テストはございませんが、実施する場合は別途ご案内いたします。  
2 金銭の支払い時期、方法は乙が発行し甲が記名捺印した申込書(本書表面)によります。

### 第6条(契約期間)

契約期間(役務の提供機関)は、3月より翌年2月までとします。但し、契約期間の途中から入塾した場合の契約期間の始期は入塾日とします。

- 2 以下の期間、塾休塾期間となります。  
年末年始:12月26日～1月4日  
春期休暇:3月20日～4月5日  
ゴールデンウィーク:4月29日～5月6日  
夏季休暇:7月20日～8月31日  
シルバーウィーク:9月17日～9月23日  
休塾期間中は、別途講習等を開催する場合がございます。
- 3 翌年度の契約を更新する場合は、甲は乙に対し継続受講契約書を提出することにより契約を更新することができます。

### 第7条(関連商品)

乙が甲に対して役務を提供する際に必要となる関連商品(授業で使用する書籍、CD・DVD等の学習用ソフト等)の販売を行う場合は、必要に応じて別途ご案内いたします。

### 第8条(入塾申込後のクーリング・オフ等)

甲は、契約書を受領した日から起算して8日間は書面によって本契約を解除(以下「クーリング・オフ」といいます。)することができます。但し、本契約を締結するにあたり乙が甲に対しクーリング・オフが行使できないものと説明して誤認させたこと又はクーリング・オフを行使しないように圧力をかけて困惑させたことにより甲がクーリング・オフを行使しなかった場合は、甲が乙から改めてクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領した日から起算して8日間とします。(特定商取引に関する法律第44条第1項並びに第3項、第48条第1項の定めによります。)  
2 前項に定める契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面を乙に対し発信した時より効力が発生します。  
3 第1項に定める契約の解除があった場合、乙が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、甲はその関連商品販売契約についても解除することができます。  
4 前項に定める契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面を乙に対し発信した時より効力が発生します。  
5 第1項及び第3項に定める契約の解除については、手数料は不要とし、甲は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。

### 第9条(中途解約)

甲は、前条第1項に定める期間の経過後、本契約の中途解約を希望する場合、乙に対し中途解約する旨の意思表示をすることにより本契約を中途解約することができます。  
2 中途解約となった場合、解約申出月の翌日以降の料金はいただきません。また、既にお支払いいただいている前受金がある場合は、これらを返金します。但し、中途解約の申出の時期によっては、一度口座振替がなされた後に返金される場合があります。  
3 料金は全て月単位で取り扱うものとします。1回でも授業を受講された場合は、その月の料金は全額お支払いいただきます。  
4 第1項に定める中途解約については、手数料は不要とし、甲は乙から損害賠償又は違約金の支払いを要求されることはありません。  
5 中途解約となった場合において、乙が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、甲はその関連商品販売契約についても解除できるものとします。  
6 中途解約により返還金がある場合、乙が意思表示を受領した日から30日以内に、乙は甲の指定する銀行口座に振込にて返金するものとします。  
7 中途解約の申出にあたっては、中途解約を希望する月の前日15日までに書面のご提出をお願いいたします。

### 第10条(割賦販売法に基づく抗弁権の接続)

乙がローン提携販売又は割賦購入斡旋により役務提供を行う場合には、甲は割賦販売法に基づき乙に主張できる事由がある(抗弁自由がある)場合、クレジット会社等にその事由を主張して、クレジット会社からの支払いを拒否することができます。(その支払請求に対抗できます。)但し、乙はローン提携販売又は割賦購入斡旋での役務提供は行っていません。

### 第11条(前受金の保全措置の有無等)

乙は、前受金の保全措置を行っていません。

### 第12条(通知義務)

甲が受講コースの変更を希望する場合は、甲は書面によりその旨を乙に申請し、乙はコースの変更に応じるものとします。ただし、マンスリープランからフリープランへの変更は、原則、マンスリープランを6か月以上受講された方に限ります。  
2 甲が住所、電話番号等の登録事項を変更した場合、甲は乙に対し、速やかに所定の書類を提出して通知するものとします。

### 第13条(授業の中止)

地震等の甚大な災害その他の不可抗力事由が発生した場合や、台風や大雪の影響で安全な通塾が十分に確保できないおそれがある場合、乙の判断で、授業を中止できるものとします。なお、中止となった場合の授業料の返還は行いません。

### 第14条(誓約事項)

甲は、以下の各号に規定する事項を入塾者及びその家族に遵守させることを誓約します。  
① 入塾者又はその家族が、他の入塾者に対して個人的な関わりを持つとする行為(職員個人の住所・電話番号・メールアドレス等の開示要請、校舎以外の場所での面談要請等)の禁止  
② 入塾者又はその家族が、乙の職員又はその家族に対し、いたづら、いじめ、暴言、暴力等によって被害を及ぼす行為の禁止  
③ 入塾者又はその家族が、乙の設備や備品を破損する行為の禁止  
④ 前各号の他、適切な学習環境を保全するために乙が要請する事項の遵守

### 第15条(処分等)

前条の誓約事項が遵守されない場合、乙は入塾者の通塾を停止し又は除籍処分とすることができます。  
2 乙に対する各種費用の納入が2か月以上滞納された場合、乙は入塾者の通塾を停止又は除籍処分とすることができます。

### 第16条(損害賠償)

乙は、乙の故意又は過失に基づき、甲又は入塾者の生命、身体を侵害し、又は財産を損壊した場合には、甲又は入塾者が被った損害を賠償します。但し、入塾者の通塾中又は帰宅中など乙の管理下でない間に発生した事故、乙の施設内外を問わず発生した盗難及び紛失については、損害賠償の責任を一切負わないものとします。  
2 甲又は入塾者は、甲又は入塾者の故意又は過失に基づき、乙の従業員又は他の塾生の生命、身体を侵害し、又は乙もしくは他の塾生の財産を窃取、損壊するなどして損害を発生させた場合には、当該損害を賠償するものとします。

### 第17条(紛争の解決)

本契約に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、その他本契約に関して争いが生じた場合は、甲乙両者協議の上、解決するものとします。  
2 本契約の定めのない事項については、民法及び特定商取引に関する法律その他の関連諸法によるものとします。

### 第18条(合意管轄)

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成30年7月1日施行

### 役務提供事業者

〒153-0064  
東京都目黒区下目黒二丁目20番22号  
サンパレス目黒2階  
株式会社スリースパイス  
代表取締役 渡辺 一正  
ENGLISH-X  
塾長 佐藤 圭

# お 手 続 き の し お り

本書面は特定商取引に関する法律における概要書面・契約書面となります。内容を必ずご確認くださいませよう願いたします。

## 《各種費用のご案内》

### 入塾金

- \*入塾金は50,000円（税別）です。
- \*一旦退塾後、復塾（通塾の再開）をする場合は免除となります。
- \*キャンペーン期間等で、一部もしくは全部を割り引かれていた場合、入塾時点もしくは申込時点での安い費用が適用となります。

### 入塾テスト

- \*入塾テスト代は無料です。

### 授業料

- \*各コースの授業料は申込書をご確認ください。
- \*授業料は各月の授業実施回数にかかわらず、月ごとに定めた授業料をご納入いただきます。
- \*毎月16日以降にご入塾の場合に限り、半月受講として最初の月の授業料が半額になります。
- \*8月は夏期講習会実施のため、基本コースの授業料はございません。

### 必修テスト

- \*必修テストはございません。実施する場合は別途ご案内させていただきます。

### 在籍料

- \*教室（自習室含む）設備や付帯サービスの維持管理費、進学情報の提供その他に関わる諸経費で、毎月ご納入いただきます。なお、マンスリープランの場合は月額費用に含まれておりますので別途のお支払いは不要です。

### 各期講習会

- \*春期・夏期・冬期の各講習会は、カリキュラムの一環として実施いたします。日程・受講料は時期が近づきましたら別途ご案内いたします。
- ※ご希望に応じてお申し込みいただくオプションになります。

### 実費教材費・送料

- \*使用する教材は、実費にてご購入いただけます。学年・プラン・コースによりご購入いただく内容が異なります。塾生ごと個人別に推奨する教材や時期に応じて使用する教材は、その都度ご案内差し上げます。
- \*当塾を通じてご注文いただきました教材は、原則、キャンセル・返金できません。

### 《各種費用のお支払い方法・お支払い時期》

	支払時期	支払方法	
		口座振替	銀行振込
入塾金	入塾時	×	○
授業料	月ごと	○	△
在籍料	月ごと	○	△
実費教材費	購入時	×	○
各期講習会	申込時	×	○

\*各種費用のお支払いは原則「口座振替」となります。取り扱い可能な金融機関につきましては、事務受付までお問い合わせください。

\*コンビニ振替並びにクレジット決済については、適宜対応させて頂く予定です。

\*現金の取り扱いは、原則、ございません。

### 《授業料》

マンスリーブラン	月4回コース	50,000円(税別) / 月額
	月8回コース	80,000円(税別) / 月額
フリープラン	在籍料	10,000円(税別) / 月額
	授業料	15,000円(税別) / 回

※フリープランは、在籍料と授業料が掛かります。

### 《中途解約・クーリング・オフ》

中途解約やクーリング・オフに関する内容は、別紙「入塾規約」に詳しく記載しておりますので、そちらを必ずご確認ください。

### 《コースの変更》

コースの変更に関しましては、弊社指定の書類をもってお手続きをさせていただきます。口頭でのやり取りではお手続きとはなりませんので、事務受付にお申し出の上、書類のご提出をよろしくお願いたします。

以下の規則は、塾生の方全員が安全で気持ち良く通塾し、より学習効果を高めていくことを目的としたルール・マナー・禁止事項等をまとめたものです。塾生の方は、しっかり守ってください。

1. 事務室に入室・来室する時や、授業が開始・終了する時には、大きな声で元気良くあいさつをしましょう。
2. 先生や事務職員に対する言葉づかいは、敬語を使うようにしましょう。
3. お菓子・ゲーム機・おもちゃ・マンガ・雑誌等、授業に関係のないものの持ち込みは禁止します。見つけ次第没収し、保護者の方に連絡します。
4. 授業に遅刻または欠席する場合は、保護者の方から電話をかけてもらうようにしましょう。
5. 授業中の私語は禁止します。発言する時は手を挙げて、先生の指示に従いましょう。授業は集中して、真剣に取り組むようにしましょう。
6. 授業が始まるまでは、静かに自習して待機しましょう。また授業終了後は、寄り道等することなく、速やかに帰宅しましょう。
7. 事務室への提出物がある時は、必ず授業が始まる前に提出しましょう。配布物やお知らせ文は、帰宅後すぐに保護者の方に渡すようにしましょう。
8. 事務室内での私語は禁止します。また、カウンター内へ立ち入ることも禁止します。用事が済んだら、速やかに退出しましょう。
9. 他の塾生へのいたづら・いじめ・暴力行為等については、その一切を禁止します。
10. 机やイス、壁や掲示物等への落書きや施設備品等へのいたづらや破壊行為は、すべて禁止します。
11. 塾の建物内あるいは建物周辺で、走り回ったり大声を出したりすることや、他人に迷惑が及ぶ行為は、すべて禁止します。
12. 先生や事務職員に対して、個人的な関わりを持つようとする行為（自身の連絡先を伝える、先生や事務職員の個人的な連絡先を求める、校舎以外の場所で会おうとすること等）は、すべて禁止とします。
13. 塾内で知れた他の人（先生や事務職員、他の塾生等）の個人的な情報について、インターネット上（SNS等）に書き込みをすることは、その一切を禁止します。
14. 食事のゴミは自宅に持ち帰りましょう。トイレは清潔に利用するようにしましょう。
15. 教室の窓を勝手に開閉してはいけません。また、エアコンやファンヒーター等の設備に勝手に触ってはいけません。